

練馬区プレスリリース 送付日 2019年(平成31年)1月11日

区長室 広聴広報課 広報戦略係 電話 03-5984-2693



～都市農地保全推進自治体協議会が国に要望書を提出～ 都市農地を守り豊かさ潤いを 実感できる都市環境を次世代へ！

と き 1月10日(木)

と ころ 国土交通省(千代田区霞が関2-1-3)

10日、「都市農地保全推進自治体協議会」の前川耀男(まえかわあきお)会長(練馬区長)は、国土交通省の石井啓一国土交通大臣を訪問し、都市農地の重要性を訴えた。

今回、国土交通省に対して前川会長は「生産緑地法の改正や同法施行規則の改正により、都市農地の保全は大きく前進した。感謝申し上げます。自治体の側でも、新たな制度を活かして農地の保全に努めていく。今後も財政面での支援等をお願いしたい。」と要望した。

国土交通省の石井大臣は、本協議会の要望を受け、「皆さんの要望については、しっかりと受け止めていく。」と話した。



▲ 石井国土交通大臣(左)へ要望書を
手渡す前川会長(右)

【都市農地の現状】

都市(特に市街化区域内の)農地は、都市に暮らす多くの消費者に対して、生産者の顔が見えて安心できる新鮮な農産物を供給するとともに、野菜作りや果実の摘み取りを体験する場や、食育を推進する場となっている。また、緑地として都市のヒートアイランド現象を緩和し、都市型水害や火災延焼による被害を軽減する場ともなっている。このように、農業・農地が持つ多様な機能は、都市において大きな役割があるにもかかわらず、都市の農地は高い地価による高額な相続税の負担等により減少が続いており、極めて憂慮すべき状況となっている。農地面積は、都内だけでもこの10年間で約1,190ha(東京ドーム約253個分)減少しており、その保全が強く求められている。

【国への要望内容等】

次頁のとおり

【都市農地保全推進自治体協議会】

都市農地保全推進自治体協議会は、都市農地(市街化区域内農地)を持つ東京都内の38区市町で構成され、都市農地保全を目指し、自治体が連携して取組を進めている(平成20年10月28日設立)。同協議会の会長は、練馬区長が務めている。

【問合せ】練馬区 都市農業課 農業振興係 ☎03-5984-1403

都市農地保全を推進するための要望

都市における農業・農地は、都市生活をより豊かにするものであり、これからの快適な都市生活に必要な不可欠なものです。

平成27年4月に都市農業振興基本法が成立し、大都市東京の中で大きな役割を果たしている都市農業・農地が法に位置付けられました。平成29年には、生産緑地法が改正され、生産緑地の下限面積等が緩和されました。平成30年6月には、都市農地の貸借の円滑化に関する法律が制定されました。こうした新たな制度は、都市農地の保全を大きく前進させるものと考えています。

私たち、人口980万人超を有する都市農地保全推進自治体協議会は、法制度の改正を最大限に活かして、都市農地の減少を食い止め、豊かさと潤いを実感できる都市環境を次世代に残すよう努めてまいります。今後とも関係省庁と連携し、下記の具体的な施策を実現されますようお願いいたします。

記

- 1 防災井戸や備蓄倉庫などの防災施設、農産物の直売所や加工施設、農機具倉庫などの農業用施設、農家レストランおよび屋敷林の用地に相続税納税猶予制度の適用を拡大すること。
- 2 基礎自治体が、農地を買い取る場合に財政支援策を講じること。
- 3 農業経営を開始したい就農希望者や農地を拡大したい農業者への農地確保に対する財政支援策を講じること。